

完全な復興がなされるまで復興庁・復興局の存続を 求める意見書

復興庁は、平成 23 年 6 月に成立した東日本大震災復興基本法を受け、同年 12 月に成立した復興庁設置法により平成 24 年 2 月に新設され、東日本大震災からの復興施策の企画・立案・総合調整や復興事業の統括・監理、地方公共団体の要望の一元的受理、復興事業に必要な予算の一括要求・確保などを担っている。

さらに、復興特別区域法及び復興財源確保法などを統括する権限と複数省庁にまたがる課題を調整し、被災自治体の各種要望や申請手続きを一本化させたワンストップ対応を行い、要望などは、復興庁の出先機関である令和 8 年 3 月末に廃止された岩手・宮城の各復興局、そして福島復興局がその窓口となってきた。

その一方、東日本大震災から 15 年が経過した現在においても、いまだ本市では、2 千人近い方々が市外での生活を続け、また、環境放射線量の測定や農産物、食品等の放射能の測定なども継続されており、根強く残る風評の払拭など、完全な復興に至るまで、道半ばの状況にある。

未曾有の災害である東日本大震災は、広域的かつ複合的な災害であり、復興庁は、これまで、復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行と主体的かつ一体的な対応により、一刻も早い復興が成し遂げられるよう、被災地に寄り添いながら、復興事業を進めてきており、被災地にとって、その存在は、極めて大きい。

よって、国においては、令和 8 年度から開始された第 3 期復興・創生期間の終期であり、復興庁の設置期限である令和 12 年度以降においても、本市及び本県の完全な復興がなされるまでの間、被災地の声に寄り添うため、復興庁と防災庁の機能集約や復興局の廃止などの統廃合を行うことなく復興庁・復興局を存続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福島市議会議長 白川 敏明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
復興大臣
防災庁設置準備担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

あて

以上、提案する。

令和8年9月24日

提出者

福島市議会議員

高木直人
遠藤幸一
二階堂利枝
浦野洋太郎
佐藤勢
山田裕
佐原真紀
根本雅昭
根木正実
鈴木洋人
大半沢正典